

# 消費者安全に関する基本方針の改正について

平成 28 年 3 月 9 日  
消費者庁消費者政策課

## 1 意見募集の概要

### (1) 募集期間

平成 28 年 1 月 21 日から 2 月 19 日 (30 日間)

### (2) 募集の周知方法

e-Gov ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載、地方公共団体、消費者団体等へのメールによる情報提供等により周知

## 2 寄せられた意見の概要

### (1) 意見提出者・団体等の数

個人 2 名

消費者団体 1 団体

その他団体 1 団体

### (2) 意見の概要

- ・ 最近の消費者の安全に関わる問題(廃棄食品の不正流通、軽井沢スキーバス事故等)にしっかり対応し、再発防止策を出してほしい。
- ・ 消費生活相談等の事務は行政により行われる必要があり、民間委託するなら行政に準じる扱いがなされるべき。
- ・ 消費生活上特に配慮を要する消費者に若者も加えること。
- ・ 地域における見守りネットワークの構築にあたり、官民一体となって必要な情報を共有する体制の構築が必要。

意見と回答は、改正の決定と同時期にウェブサイトで公開予定

## 3 今後のスケジュール(予定)

- ・ 消費者安全調査委員会からの意見聴取(3月中旬(予定))
- ・ 法に基づく各省協議(3月中旬から下旬(予定))
- ・ 内閣総理大臣決定(4月1日付け改正)